

議 案 第 9 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

平成24年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正により、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられたことに伴い、外国人住民に係る規定の整備等を行うため。

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(松戸市印鑑条例の一部改正)

第1条 松戸市印鑑条例(昭和61年松戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号に掲げる者」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第4条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削り、「又は氏名」を「若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第10条中「一に」を「いずれかに」に、「その登録」を「登録された印鑑の登録」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更したことにより、登録された印鑑が第5条第2項第1号の規定に該当することとなつたとき。

(松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成22年松戸市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第30条の44第8項」を「第30条の44第12項」に改める。

(松本清奨学基金に関する条例の一部改正)

第3条 松本清奨学基金に関する条例(昭和48年松戸市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

(松戸市難病者援護金支給条例の一部改正)

第4条 松戸市難病者援護金支給条例(昭和48年松戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

(松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第5条 松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年松戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

(松戸市身体障害者結婚祝金支給条例の一部改正)

第6条 松戸市身体障害者結婚祝金支給条例(昭和46年松戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

(松戸市保育手当支給条例の一部改正)

第7条 松戸市保育手当支給条例(昭和44年松戸市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく本市の外国人登録原票に登録され」を削り、「または疾病等のためみずから」を「、疾病等のため自ら」に、「委託している者」を「委託しているもの」に改める。

（松戸市遺児手当支給条例の一部改正）

第8条 松戸市遺児手当支給条例（昭和47年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

（松戸市敬老祝金支給条例の一部改正）

第9条 松戸市敬老祝金支給条例（平成8年松戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

（松戸市ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例の一部改正）

第10条 松戸市ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例（昭和48年松戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

（松戸市災害弔慰金支給条例の一部改正）

第11条 松戸市災害弔慰金支給条例（昭和42年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

（災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正）

第12条 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づ

き外国人登録をしている者」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。
(松戸市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の松戸市印鑑条例第2条第1項第2号の規定に該当することにより印鑑の登録を受けている者(以下「外国人印鑑登録者」という。)又はその登録の申請をしている者であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)附則第4条第1項の規定に基づき住民票が作成されるものは、施行日において第1条の規定による改正後の松戸市印鑑条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定に該当することにより当該印鑑の登録を受けている者又は当該登録の申請をしている者とみなす。
- 3 市長は、施行日の前日において外国人印鑑登録者又はその登録の申請をしている者であって、施行日において新条例第2条第1項の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないものに係る当該印鑑の登録又は当該登録の申請については、施行日において当該印鑑の登録を抹消し、又は当該登録の申請を受理しないものとする。